

改正男女雇用機会均等法関係法令説明会

働く人が性別により差別されることがなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することは、少子高齢化が急速に進む我が国が経済社会の活力を維持していく上で、ますます重要な課題となっています。

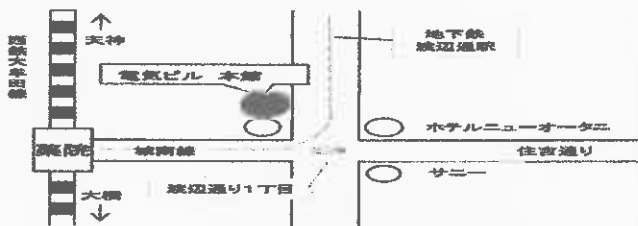
職場における実質的な男女均等な取扱いの確保に向けて、男女雇用機会均等法施行規則の改正等が行われ、平成26年7月1日から施行されます。法令の改正施行に伴い、企業の雇用環境の整備等を進めて頂くため、説明会・個別相談を開催いたします。また、その他の各種法律の改正等についてもご説明いたします。是非ご参加ください。

福岡会場

日時：平成26年6月25日（水）13:30～15:30
会場：電気ビル 本館カンファレンス 大会議室

住所：福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号
電気ビル本館地下2階 8号会議室
電話番号：0120-222-084

定員：240人（事業主・人事労務担当者等）
主催：福岡労働局・福岡商工会議所（予定）



※公共の交通機関をご利用下さい。

北九州会場

日時：平成26年7月1日（火）13:30～15:30
会場：北九州商工会議所 大ホール

住所：北九州市小倉北区紺屋町13番1号
毎日西部会館9階
電話番号：093-541-0183

定員：200人（事業主・人事労務担当者等）
主催：福岡労働局・北九州商工会議所（予定）



※公共の交通機関をご利用下さい。

- 説明
 1. 男女雇用機会均等法関係法令の改正について
 2. ポジティブ・アクション営業大作戦について
 3. 最近の法改正の動き
 - ・雇用保険法の改正について
 - ・次世代育成支援対策推進法の改正について
 - ・パートタイム労働法の改正について



ポジティブ・アクション
普及促進のためのシンボルマーク
「きらら」

- 個別相談会 ※上記説明内容等(改正雇用保険法は除く)について事業主・労働者からの相談に応じます

下記参加申込書にご記入の上、福岡労働局雇用均等室までFAXまたは郵送でお申し込みください。

申込み締切：福岡会場 6月18日（水） / 北九州会場 6月24日（火）

※定員となり次第締め切りとさせていただきます。参加通知書等は返送いたしませんので、ご了承ください。

●お問合せ・申込先：福岡労働局雇用均等室 FAX：092-411-4895

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館 (TEL：092-411-4894)

【参加申込書】

会場（希望内容に✓）	<input type="checkbox"/> 福岡会場（6月25日）	<input type="checkbox"/> 北九州会場（7月1日）
事業所名		
所在地	（電話 _____）	
参加者氏名・役職		
個別相談の希望（希望内容に✓）	<input type="checkbox"/> 個別相談会出席希望	<input type="checkbox"/> 個別訪問による説明等希望
相談項目（希望内容に✓）	<input type="checkbox"/> 男女雇用機会均等法 <input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法 <input type="checkbox"/> パートタイム労働法	
相談内容の概要		

